

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能

加藤 一彦

目次

- 一、はじめに
- 二、法案審議合同協議会の組織構造
- 三、法案審議合同協議会の実質的機能
- 四、小結

一、はじめに

日本の両院協議会は、法律案の作成機能をあまりもっていない。その原因は、複合的であり、唯一の原因を指摘することは困難である。衆議院と参議院のそれぞれの議会状況によって変動要因が複雑に絡み合っているからである。衆議院と参議院において政権与党が多数派をもつ安定時には、そもそも両院協議会を開く必要がない。いわゆる「逆転（ねじれ）国会」状況がある場合にも、政権与党が衆議院内において再議決可能な3分の2以上の絶対多数をもつときは、両院協議会開催の必要性は著しく低い。両院協議会が必要な場面は、「逆転国会」の政治状況があり、政権与党が3分の2未満の衆議院多数派しかもたない場合で、しかも政権与党が法律案の成立にこだわる局面があるときである。しかし、その場合においても、政権与党は、両院協議会による成案獲得の可能性を探るよりも、野党勢力で占められる参議院多数派と法案修正を事前に求めた方が、法案成立の可能性は高まる。これまで両院協議会において成案が獲得され、両議院においてこれを議決することが少なかったのは、こうしたことが原因なのであ

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能
ろう¹⁾。

ドイツでは連邦議会（Bundestag）と連邦参議院（Budesrat）の二つの立法機関が存在するが、二つの国家機関の意思が合致しない場合に備えて、ドイツ基本法77条2項は「法案審議合同協議会（Vermittlungsausschuss）」を法定化している。もとより、ドイツ基本法システムでは、両院制が採用されているとは解されておらず、連邦参議院はそもそも議院（Kammer）として把握されていないが²⁾、連邦参議院がラント政府の意思を連邦レベルにおいて表明し、立法、行政、EUに協力する組織体であることは明白である（同50条）。こうした権能をもつ連邦参議院が立法過程において、連邦議会と対峙する場合があります、その事態に対応した憲法機関が法案審議合同協議会である。では、この協議会はどのような形式で連邦法律の制定に関与し、その関与の範囲はどこまでなのであろうか。

日本の両院協議会の制度改革の必要性が検討されている現在、他国の議会制度との比較憲法的視座はますます重要になっている。そこで以下では、ドイツにおける法案審議合同協議会について検討を加えるが、一点、お断りがある。本稿は、全国憲法研究会における「両院関係と合意形成の方途」報告³⁾と内容的に重なる部分がある点である。当該報告原稿では、紙幅の都合上、ドイツの法案審議合同協議会に関し、大幅に省略せざるを得なかった。そこで、本稿ではその省略部分を再現したほか、割愛した表を再現し、その後の研究成果の一部を新たに加えた形で原稿化を試みた。

二、法案審議合同協議会の組織構造

1. 連邦法律制定の図式

連邦法律の制定過程について一瞥しておこう。連邦法律の種類は二つに大別できる。同意法律（Zusimmungsgesetz）と異議法律（Einspruchsgesetz）である。同意法律が妥当する領域は、第1に基本法改正（79条2

項)、第2に租税法を中心とした諸ラントの財政に影響を与える領域、第3に諸ラントの組織又は行政作用に影響を与える領域についてである。つまり連邦参議院の同意を要する法律とは、連邦法律が諸ラントの権限・利益に直接関連する連邦法律群である。

同意法律の場合、連邦参議院が同意を与えないときは——連邦参議院は法案修正権をもたない——法案審議合同協議会 (Vermittlungsausschluss) において修正案の形成さらに進んで修正案の連邦議会での議決によって法律が制定されるが、これに失敗すれば法案は成立しない (77条2項)。

異議法律は、同意法律以外の一切の法律群を指す。すなわち、同意法律はドイツ基本法上の列挙主義によって該当事項が明示されているが、異議法律はそれ以外の法律群である⁴⁾。ドイツ基本法制定時においては、異議法律を原則とする連邦の法制定過程が想定されていたが、現在では、同意法律の制定が過半数を占めている⁵⁾。異議法律に関し、連邦参議院が過半数の多数で法案につき異議を議決しときは、連邦議会は過半数の決議によりこれを拒否し、また連邦参議院が3分の2以上の賛成で異議を提出したときは連邦議会は3分の2以上でこれを却下する (同4項)。すなわち、異議法律の場合、連邦議会の優越性が認められている。

法案審議合同協議会が設置されるのは、連邦議会と連邦参議院の意思が合致しない場合であるが、⁶⁾同意法律と異議法律の識別に対応してその開催方式は異なる。同意法律の場合、連邦参議院が連邦議会が議決した法律案について、同意を拒否したときに、法案審議合同協議会の開催を求める権限が連邦参議院に発生する。他方、連邦議会および連邦政府は、連邦参議院が同意を拒否したか、あるいは連邦参議院が同意する可能性がない場合には (3週間経過後)、開催を請求することができる (77条2項)。異議法律の場合、法案審議合同協議会の開催請求権は、連邦参議院のみが有する⁷⁾。というのも、連邦議会は、連邦参議院の異議を覆す権限があり、そのために異議法律の修正を求める連邦参議院の権限を保障するために、法

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能

案審議合同協議会の開催請求権が連邦参議院側に与えられているのである⁸⁾。

2. 法案審議合同協議会の構成と権能

連邦議会と連邦参議院をつなぐ法案審議合同委員会は、ドイツ基本法上の憲法機関である⁹⁾。この法案審議合同委員会の構成は、連邦議会議員と連邦参議院の構成員からなる。連邦参議院は、各ラント政府の代表者がその構成員となるため、連邦参議院側からの法案審議合同委員会の構成には、第1に、ラントの数と同一数の構成員が法定化され、第2に、その構成員はラント政府の筆頭者（ラント首相またはラントの閣僚級）によって占められる。

法案審議合同委員会の構成員数は32名である（法案審議合同委員会議事規則1条、以下では単に議事規則¹⁰⁾と略記する）。32名は16名ずつ連邦議会側と連邦参議院側によって占められる。この16の値は現在のラントの数16と対応している。すなわち必ずラント政府の代表者1名が協議会の構成員になることが保障されている。

法案審議合同協議会に派遣される連邦参議院の構成員は、77条2項によれば、所属ラント政府からの指示に拘束されない。自由委任の保障である。これは、連邦参議院の構成員がその審議・議決において各構成員の所属ラント性を求められ、その結果、所属ラントからの指示拘束が加えられるのとは著しく対照的である。すなわち、連邦参議院の構成員は、そもそもラント政府の代理人として「ラント政府の構成員によって構成され、ラント政府が任免」（51条1項）されるのと同時に、各ラントから派遣される連邦参議院の構成員の表決は一括して投じられ（同3項後段）、所属ラントへの従属性が求められている——この点に、連邦参議院が「議院性」をもっていない根拠がある¹¹⁾。これに対し、法案審議合同協議会では、「妥協案」作成が求められるため、連邦議会と連邦参議院との妥協のみならず、

連邦参議院内部における各ラント政府の妥協が同委員会の構成員に要求される。

他方、連邦議会側の構成員は、会派の勢力に応じて16名について選挙で決定する¹²⁾。どの連邦議会議員が適任かは、所属会派がそれぞれ決定する¹³⁾。この構成員は、基本法38条1項の適用を受け、所属政党／会派からの指示拘束を受けない。

法案審議合合同協議会は以上のように32名で構成されるが、その議長は3ヶ月ごとに連邦議会側と連邦参議院側の構成員の中から交互に選挙される(議事規則2条)。委員会におけるすべての議決は、出席委員の過半数によって決せられる(同8条)。なお、連邦政府の構成員は、議事に参加する権利と義務をもつ(議事規則5条)。

三、法案審議合合同協議会の実質的機能

1. 成案作成過程

同意法律にせよ異議法律にせよ、法案審議合合同協議会が開催された場合、協議会は成案を形成しなければならない。成案作成に失敗すれば、法律は制定不可能になるからである。また、成案作成が成功した場合には、成案は連邦議会、連邦参議院に報告され、成案が最初の連邦議会の議決した法律案と異なる場合には、連邦議会は成案について改めて議決しなければならない(基本法77条2項)。法案審議合合同協議会が開催される基本線は、連邦議会が議決した同意法律につき連邦参議院が同意を拒否し、あるいは同意する可能性がなく、そのために連邦参議院が法案審議合合同協議会の開催を求めるところにある。そこで、以下ではこの基本線に従って考察してみたい。

法案審議合合同協議会の審議対象は、連邦議会が議決した法律の全般に及ぶ。すなわち、連邦議会が議決した法律の改正、廃止、確定である¹⁴⁾。成

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会 (VA)」の憲法的地位と権能

案作成過程において、法案審議合同協議会の審議対象が広範に及ぶことから、協議会の成案作成の許容範囲が問題となる場合がある。実際に問題となった最初の事例は次の通りである。

第9立法期（1980年～1983年）時代、政権与党はSPD+FDPの連立政権であったが、連邦参議院では野党CDU+CSUが多数派を占めていた。こうしたドイツ的「逆転国会」¹⁵⁾の下、野党勢力は法案審議合同協議会において、連邦議会で議決された法律の骨抜きを狙い、協議会において自己の立場を実現していこうとしていた。かかる政治状況の中、1981年12月22日の第2次予算構造法の審議において、法案審議合同協議会は、本法の基本部分とは直接関係しない条文の修正案を決定し、成案を作成した。連邦議会は第2次予算改革法を成立させるために、この成案を受け入れざるを得ず、成案賛成の議決を行った。しかし、成案は本法の範囲外の妥協を含み、そのために法案審議合同協議会は、「代替議会 (Ersatzparlament)」、「超越的議会 (Überparlament)」として、連邦議会に対する越権行為を働いたのではないかという批判が提起された¹⁶⁾。

法案審議合同協議会が成案作成にあたって、連邦議会在議決した最初の法律案と全く乖離して成案作成が可能とみる考え方を「白紙理論 (die Theorie vom weißen Blatt)」¹⁷⁾という。この考え方の背後には、次のことがある。すなわち、法案審議合同協議会に対して、連邦議会または連邦政府が審議を求めたときには、法律の議決はそもそも法案審議合同協議会には存在せず、法律議決そのものは連邦参議院の同意拒否によって法学的零となる。そこで法案審議合同協議会は、初めっから新たな法律議決を構築しなければならぬと捉えるのである¹⁸⁾。

この見解は、当初、与党が連邦参議院では少数派というドイツ的「逆転国会」が存在し、しかも法案審議合同協議会において与野党の協議委員同数という政治的「行き詰まり (Patt)」があった1981年/82年の特異な政治状況下で主張された¹⁹⁾。すなわち、野党の協議委員が、野党の利益を計

るために、「我々は今、全くの白紙のペーパーをもっています。このペーパーに書かれるべきことを個別に書いて行かなくてはなりません」(CDU／フォーゲル議員)と述べたことから、白紙理論と呼ばれる見解が生まれたのである²⁰⁾。

従来より法案審議合同協議会のあり様は立法機関としての「第三院」ではなく、もっぱら合意を獲得すべき組織体であり、それも連邦議会に置かれる専門委員会的性格をもたず、合意形成のための政治的会議体と把握されていた²¹⁾。そこで法案審議合同協議会の構成員は、所属会派からの指示拘束性から解放され、各会派の実力者が政治的決断を下し、この合意案を成案とすることがその使命とされていた。白紙理論は、まさにこれに対応する政治的見解であった。

しかし、この白紙理論を擁護する見解は学説上みられない。逆に、法案審議合同協議会の成案作成には一定の枠があることが一般に承認されている。その論拠として次のことがあげられている。第1に代表民主制の論理、第2に憲法機関の忠誠の論理である。第1の代表民主制の論理についていえば、連邦議会が立法の中心機関であり、また連邦議会の各委員会における審議・決定が尊重されなければならないとする見方である。すなわち、法案審議合同協議会はその構成員が固定化され、議事も非公開であることから、与党会派の指導力が発揮できない構造をとっている。代表民主制の論理は、立法手続への質的関与そのものも保障しているはずであり、その点、白紙理論にみられる連邦議会の意思から乖離した政治的妥協を全面的に法案審議合同協議会に委ねることは適切ではないと捉える²²⁾。むしろ法案審議合同協議会は、完全に新たな法案を作成することはできないとみられている²³⁾。

第2の憲法機関の忠誠の論理に関していえば、憲法機関がそれぞれ権限配分を尊重するだけでなく、相互の責任領域を考慮することも含む。立法手続においては、連邦議会、連邦参議院、連邦政府、法案審議合同協議

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会 (VA)」の憲法的地位と権能

会が相互に自己の責任を担う形式で行動することが要求される。法案審議合同協議会が政治的妥協を優先させ、白紙委任としての成案作成を行うならば、連邦議会は成案の確認機関へと格下げされるおそれがある。こうした立法手続は憲法上、正当化できない。むしろ法案審議合同協議会は、自己の憲法上の権限配分と責任を自覚し、他方で「連邦議会在自由な意思形成をなし、固有の決定の自由」²⁴⁾をなしうる形で自己の憲法的任務を果たすべきだと把握されている。

2. 成案作成の実態

法案審議合同協議会は、日本の両院協議会とは異なり、実質的な成案をこれまで作成してきた。第1立法期から第16立法期について法案審議合同協議会の開催実例をみると次の表の通りである (2011年11月現在)²⁵⁾。

各立法期	VA 開催総数	VA 設置後法律議決数	連邦参議院による開催数
第1立法期	75回	63法	70回
第2立法期	65回	56法	59回
第3立法期	49回	47法	46回
第4立法期	39回	35法	34回
第5立法期	39回	30法	34回
第6立法期	33回	31法	31回
第7立法期	104回	89法	96回
第8立法期	77回	57法	69回
第9立法期	20回	17法	17回
第10立法期	6回	6法	6回
第11立法期	13回	11法	13回
第12立法期	85回	71法	71回
第13立法期	92回	73法	74回
第14立法期	77回	65法	66回
第15立法期	102回	88法	90回
第16立法期	18回	18法	17回

以上から次のことが指摘できる。第1に、法案審議合同協議会は常時、開催されていること、第2に、その成案作成実績は平均値約85%に及ぶこと、第3に、法案審議合同協議会の開催請求の大半が連邦参議院により申し立てられ、連邦参議院の意思が反映される形式で成案が成立していること、である。逆にいえば、連邦議会が法律案を議決し、これに連邦参議院が同意しない法律案に関して、法案審議合同協議会で成案が作成された場合には、連邦議会はこれを尊重するという基本原則が、ドイツでは確立している。この点について、シェーファーは、連邦議会と連邦参議院が受け入れ可能な妥協案が形成されており、連邦議会の最初の議決の後、より高次の政治的平面で両者の意思疎通を探し出すことに法案審議合同協議会は成功しているという積極的評価を下している²⁶⁾。つまり、法案審議合同協議会はドイツ基本法の下、「憲法政治の理性の要請」²⁷⁾に従ってこれまで活動してきたと指摘している。

では、連邦議会が成案について事実上の拒否権を行使しないのは、何故だろうか。法案審議合同協議会における成案はその出席構成員の過半数によって成立し（規則8条）、各構成員によって連邦議会および連邦参議院に報告され（同10条1項）、連邦議会はこの成案についてのみ投票で決しなければならず、成案に関し別の申し立てを行うことは許されない（同2項）。つまり、連邦議会は提案された成案につき、修正することはできず、成案を一体として議決対象にしなければならない。そこで連邦議会に求められるのは、「法案審議合同協議会において行われた政治提案について、総体的に政治的決定が下されたものとしてのみ把握されるべきである」ことを承認し、連邦議会は争いのある事案につき法案審議合同協議会にその決定を委ねているからである。

もう一つの原因は、法案審議合同協議会の構成員の質の問題がある。連邦参議院側の構成員は、基本的にはラント首相が兼務する場合が多い。しかも成案作成にあたる各構成委員は、連邦参議院の場合とは異なり所属ラ

ドイツ基本法における「法案審議合合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能

ントからの指示拘束を受けず、その点で妥協環境が法的に整備されている。一方、連邦議会側からの構成員も熟練した連邦議会議員によって占められている。そのため、法案審議合合同協議会は、連邦議会の下に置かれる各種委員会とは異なり、真に政治的妥協を求める憲法機関であり、したがってここで形成された成案について、連邦議会は尊重すべきだする謙讓の姿勢が守られている。

3. 合意形成への批判的視座

では、法案審議合合同協議会の成案作成機能は、理想的に働いているのであろうか。ここでは3点、合意形成に関わる問題点をあげておく。

第1に、法案審議合合同協議会の妥協の過剰問題である。この点について、シェーファーは「連邦議会と連邦参議院が受け入れ可能な諸法律を作成するという妥協は、常に良き妥協をもたらすわけではない。妥協は本質上、いわゆる『いかがわしい妥協』でもありうる²⁸⁾」と指摘し、法案審議合合同協議会が「妥協の過剰」に対応した役割を果たしている点を認めている。加えて、成案に関して連邦議会が賛成せざるを得ない点に関し、ビスマルクは次のような批判を加えている。連邦議회를単なる確認機関に格下げし、ひいては憲法生活における国民の無関心と立法手続への不信が生まれざるを得ない。法案審議合合同協議会は、本来、連邦議会に自由な意思形成過程を保障し、連邦議会固有の決定の自由を排除させず、逆にこの決定の自由を尊重しなければならない²⁹⁾。その指摘には、民主的正当性を有する連邦議会の決定に優位性があり、同時に基本法における権限の適切な配分が考慮されている。

第2に、成案作成過程における問題性である。妥協と調整を可能にするため法案審議合合同協議会は議事の非公開制を貫いている。この点について、クルーツは、議事非公開の結果、法案審議合合同協議会は「反議会制的」と論評され、非公開で行われる妥協案作成は民主主義の原理である決定への

責任から逃れさせていると批判している³⁰⁾。確かに、成案作成任務に対しては、法案審議合同協議会への人的信頼原則のみが妥協案作成への重しとなっているだけであり、その点、制度的担保のない現実のあり様は、問題が残るであろう。

第3に、連邦政府が連邦参議院の同意を本来、必要とする同意法律について、意図的にその同意を回避する傾向がある点である。つまり、そもそも法案審議合同協議会自体を開催させないで、政府提出法案を連邦議会の議決のみで——同意法律ではなく異議法律として——実現していくあり方が問題となる。連邦政府のかかる回避行為は、逆にドイツ的「逆転国会」の深刻度を表している。つまり、この現象は、法案審議合同協議会での成案作成がラント政府及び野党主導で行われる実態に対し、連邦政府及び連邦議会在法律作成過程において主導権を確保するために、法律形式を変換させるという課題である。

実際例として、2010年5月9日のノルトライン・ウェストファーレン州議会選挙においてメルケル連立与党側が敗北し、メルケル政権は原子力発電所の運転を約12年間延長する法案につき、連邦参議院の同意を必要としない立場を表明したことがあげられる³¹⁾。ある法律が同意法律か異議法律かという問題について、最終的には連邦憲法裁判所が決するが、合意形成過程が裁判過程と連動するそのドイツ的あり様は、政治的合意から裁判部門を巻き込んだ憲法的合意というドイツ独特な形式を表している³²⁾。

四、小結

これまでドイツの法案審議合同協議会の構成・任務について素描してきたが、最後に日本の両院協議会の改革の視座について一言しておきたい。

ドイツの場合、法案審議合同協議会の決定及び手続は、連邦憲法裁判所の統制に服する点で裁判所の視点からも成案作成過程が検証される。つ

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能

まり、連邦憲法裁判所は、機関訴訟あるいは憲法異議のいずれかの訴訟により法案審議合同協議会の権限踰越について審査し、その審査にあたっては、連邦議会及び連邦議会議員の諸権利への侵害行為があったか否か、また法案審議合同協議会が「恣意の禁止」にふれていたか否かについて審査する³³⁾。もとより、日本の場合では、司法過程において両院協議会の行為が審査される契機自体存在しておらず、その点、成案作成と裁判機関との関係性を論じる必要はない。日本の両院協議会の課題は、もっぱら政治過程に収斂される。

では、政治過程固有の流れの中で、日本の両院協議会はドイツの実例から参考すべき事項は何であろうか。

第1に、両院協議会の常設機関化の課題がある。日本の場合、任意的両院協議会は、国会法84条に定める3つの事由がなければ開催できない。これに対し、ドイツの法案審議合同協議会は、各立法期に頻繁に開催されている。ドイツでは連邦議会と連邦参議院の意思を公式の憲法機関で調整することが基本となっている。日本では、両院間の調整は非公式ルートで行われる場合が多く、両院協議会が開催される場面は限定的である。確かに、国会法上の制約が両国間の大きな相違であろうが、「逆転国会」が発生した場合には、両院間を繋ぐ何らかの常設機関、たとえば「両院連絡会議」のような調整機関を設けることが——合意形成を求めるならば——今後もっと必要となってくるであろう。

第2に、ドイツの協議会に対して「妥協の過剰」が問題視されている一方、日本の両院協議会は、法案に関し成案作成機能をほとんどもっていないことから、「成案の不在」が問題視されている。両院協議会の成案作成機能を実質化させる法的環境整備が求められる所以である。その環境整備として、ドイツのような連邦議会と連邦参議院から政党勢力に応じた協議委員の比例配分式の導入は、一つのアイデアとして参考になろう。また、両院協議会が開催された場合には、協議委員の質の課題として、成案作成

の委任を受けた真に政策作成能力と所属政党からその権限を授権されたメンバーによって構成されることも、重要な視点であろう。

ドイツの法案審議合同協議会のあり方も理想的だとは思えないが、日本の両院協議会が、国会法上、限定的にしか開催されず、しかも機能上、成案作成が困難であることをみれば、成案作成実績のある各国の協議会制度を参考にしつつ、両院間の合意形成の実質化のための多様な方策を模索すべきであろう。この視点を欠けば、「逆転国会」の打破のために、参議院の選挙制度の抜本的改革のみならず、参議院権限の縮小化、さらには両院制から単院制へ転換の声がますます強くなると思われる。

【追記】

本稿は、科学研究費補助金 2009 年度基礎基盤研究 (A) [21243003] 及び本学 2010 年度個人研究助成費による研究成果の一部である。

註

- 1) 両院協議会において成案を得て施行された法律数はあまり多くない。1948 年以降 1953 年まで (第 2 回国会から 16 回国会まで)、その法律数は 24 法である。その後、両院協議会自体の開催はしばらくなく、法律案に関し両院協議会が開催されたのは、1994 年の政治改革関連四法についてである。2007 年参議院選挙において、いわゆる「逆転国会」現象が生じたが、与党である自由民主党と公明党が衆議院において 3 分の 2 以上の絶対多数を有していたこともあり、両院協議会が開催されず、衆議院再議決 (憲法 59 条 2 項) が 12 回 17 法案について行われた。両院協議会の開催数については、『平成十年版 参議院先例諸表』572 頁以下、2007 年以降については、大西祥世「参議院における憲政と憲法」(『ジュリスト』1395 号) 25 頁以下参照。
- 2) ドイツ連邦参議院の憲法的地位については、加藤一彦「ドイツ基本法に

ドイツ基本法における「法案審議合合同協議会（VA）」の憲法的地位と権能

における連邦参議院の地位と権能」浦田・加藤ほか編『立憲平和主義と憲法理論（山内敏弘先生古希記念論文集）』（法律文化社、2010年）185頁以下、特に190頁以下参照。

- 3) 加藤一彦「両院関係と合意形成の方途」（『憲法問題』22号2011年）90頁-101頁所収。
- 4) H. Schäfer, Der Vermittlungsausschuß, in: hrsg., Bundesrat, Der Bundesrat als Verfassungsorgan und politische Kraft, 1974, S. 283f.
- 5) W. Kluth, Der Vermittlungsausschuß, in: hrsg., J. Isensee und P. Kirchhof, Handbuch des Staatsrecht, Bd. 3. 2005. S. 1006.
- 6) 法案審議合合同協議会が関与する法律の制定は、各立法期を平均すると10%未満であるといわれている。この点については、A. Rührmair, Der Bundesrat zwischen Verfassungsauftrag, Politik und Länderinteressen, 2001, S60. 参照。
- 7) H. Schäfer, a. a. O., S. 291.
- 8) Ibid.
- 9) 法案審議合合同協議会は、連邦議会の常設委員会ではないと解されている。H. Trossmann, Bundestag und vermittlungsausschuß, in: JZ. 1983, S. 7.
- 10) 法案審議合合同協議会の議事規則は、ドイツ基本法77条2項に基づいて、連邦議会によって議決され、連邦参議院の同意を必要とする。現在の議事規則は2003年4月30日に改正されたものである。
- 11) 連邦参議院の性格づけについては、加藤・前掲論文（2）188頁参照。
- 12) 連邦議会による法案審議合合同委員会への会派別選出は議論が多い。当初は、連邦議会の会派勢力に応じてドント式によって割り当てていた。その後、第6立法期（1969年～1972年）にFDPの利益のために、どの会派も同委員会の構成員になれるように基本議席が割り振られた。その後、比例式は小会派にとって有利なヘア／ニーマイヤー式、サンラグ式に変更されたが、第13立法期（1994年～1998年）ではPDSを排除するために、改めてドント式が導入された。第15立法期（2002年～2005年）では、最大会派が一議席をまず獲得し、残余の議席がサンラグ式で配分されるに至っている。この点については、W. Kluth, a. a. O. S. 1010.; Stettner, Art. 77., in: hrsg., H. Dreier, Grundgesetz Kommentar, Bd., 2, 1998, S. 1466. 参照。

- 13) H. Schäfer, a. a. O., S. 288.
- 14) Ibid., S. 292.
- 15) ドイツ的「逆転国会」は、ドイツでは連邦参議院が連邦議会を妨害するという意味で連邦参議院による「封鎖」(Blockade)あるいは「封鎖政策」(Blockadepolitik)と呼ばれる。この点については、加藤・前掲論文(2)・195頁参照。なお、2010年5月のノルトライン／ヴェストファーレン州議会選挙においてSPD+90年同盟+緑の党の連立政権が成立した。同ラントに割り当てられる連邦参議院の構成委員数は6名である(総数69名)。そのほかのラントではCDU+SPDの大連立政権もあり、その動向が不確定であるが、いわゆる「逆転国会」的状況が現在のメルケル政権にもみられる。
- 16) H. Bismark, Grenzen des Vermittlungsausschlusses, in: DÖV., 1983, S. 269.
- 17) M. Dietlein, Die Theorie vom weißen Blatt— ein Irrweg, in: ZRP. 1987, S. 277.
- 18) Ibid. S. 280. 日本的に言えば、委員会における議決を他の機関に移行させる場合、どの機関が原案をもっているかという原案所持主義の問題がある。日本の国会審議の慣行では、旧帝国議会以来、原案所持主義が基本的に採用されている。
- 19) Ibid., S. 277.
- 20) ここでの引用は、Ibid. S. 278. を利用した。
- 21) H. Bismark, a. a. O., S. 270.
- 22) Ibid., S. 271f.
- 23) Ingo von Münch, Grundgesetz-Kommentar, Bd. 3. 2003, S. 187.
- 24) Ibid., S. 279.
- 25) Bundesanzeiger. 16. 12. 2009, S. 10. の表を簡便化して訳出した。
- 26) H. Schäfer, a. a. O., S. 296.
- 27) Ibid., S. 297.
- 28) Ibid., S. 296.
- 29) Bismark, a. a. O., S278f.
- 30) W. Kluth, a. a. O. S. 1016.
- 31) <http://www.asahi.com/eco/TKY201009180359.html> もっとも、メルケ

ドイツ基本法における「法案審議合同協議会 (VA)」の憲法的地位と権能

ル政権は原発政策を転換し、2022 年末までに原発廃止方針を打ち出した。

32) この点につき、連邦大統領が有する法律認証権との関係性でふれたことがある。加藤一彦『議会政治の憲法学』(2009 年、日本評論社) 184 頁以下参照。

33) W. Kluth, a. a. O., S. 1028f.